

令和7年度

第2回広陵町国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和 8年 2月12日(木)

午後2時00分～

場 所 広陵町役場 3階 大会議室

○町長あいさつ

○会長あいさつ

○議 事

- (1) 令和8年度 広陵町国民健康保険方針(案)について
- (2) 令和8年度 制度改正について
- (3) 令和8年 広陵町議会第1回定例会提出議案について
- (4) 令和8年度 広陵町国民健康保険特別会計予算(案)について

令和 7 年度

第2回広陵町国民健康保険運営協議会資料

令和 8 年 2 月 12日

北葛城郡広陵町

議 事

- (1) 令和 8 年度 広陵町国民健康保険方針(案)について …… 1 頁

- (2) 令和 8 年度 制度改正について …… 2 頁

- (3) 令和 8 年 広陵町議会第 1 回定例会提出議案について …… 5 頁

- (4) 令和 8 年度 広陵町国民健康保険特別会計予算(案)について …… 6 頁

(1) 令和8年度 広陵町国民健康保険方針（案）について

奈良県においては、県民負担の公平化の観点から、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県単位化の完全統一での運営が令和8年度で3年目を迎えます。

国民健康保険財政は、被保険者数の減少や高齢化の進行、医療の高度化により、一人当たり医療費の増加が見込まれ、依然、厳しい状況となっております。

令和8年度は、少子化対策として、社会全体で子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険税とあわせて拠出する「子ども・子育て支援納付金」制度が創設されます。

保健事業については、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防や高齢者の健康づくりに重点を置いた取組を実施し、医療費の適正化につなげます。

今後も県が主体となる国保財政運営の枠組みのもと、県内統一的な保険料水準の考え方にに基づき、県内全体で支え合う制度としての特性を踏まえた運営に努めてまいります。

令和8年度の広陵町の納付金算定は、国からの確定係数等をもとに県が示す被保険者数は5,774人、納付金は7億7,650万2千円となりました。令和7年度より212人減、503万9千円の減額となっているものの、令和8年度は新しく始まる「子ども・子育て支援納付金分」を合わせて納付することから、一人当たりの納付金額は増額となります。

県納付金算定

	令和8年度	令和7年度	増 減
被保険者数	5,774 人	5,986 人	△212 人
納付金	776,502 千円	781,541 千円	△5,039 千円
一人当たり金額	134,483 円	130,561 円	3,922 円

(2) 令和8年度 制度改正について

1. 子ども・子育て支援金制度について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が公布され、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険税とあわせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度から創設されます。

令和8年度から毎年度、国は「子ども・子育て支援納付金」の対象費用に充てるため、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収し、保険者は、保険税や介護保険料とあわせて、「子ども・子育て支援納付金」を徴収します。

これに伴い、国民健康保険税（基礎課税額分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）において、新たに「子ども・子育て支援納付金分」が加わるようになります。

【賦課方式】 「所得割」・「均等割」の二方式

【賦課限度額】 30,000円

【令和8年度の税率】

統一保険税率		現行税率	R8保険税率	差
基礎課税額分	所得割	7.64%	7.64%	0.00%
	均等割	27,600円	27,600円	0
	平等割	20,000円	20,000円	0
後期高齢者支援金等分	所得割	3.27%	3.27%	0.00%
	均等割	11,500円	11,500円	0
	平等割	8,400円	8,400円	0
介護納付金分 (40歳以上64歳以下)	所得割	3.03%	3.03%	0.00%
	均等割	16,900円	16,900円	0
子ども・子育て支援納付金分 ※18歳に達する日以後、3月31日 までの子どもは、10割軽減	所得割		0.31%	0.31%
	均等割		※1,700円	1,700
	18歳以上 均等割		200円	200
合計	所得割	13.94%	14.25%	0.31%
	均等割	56,000	57,900	1,900
	平等割	28,400	28,400	0

2. 国民健康保険税の軽減判定所得基準額の引き上げについて

低所得者対策として、国保税の均等割（1人当たり課税）及び平等割（1世帯当たり課税）を一定割合（7割・5割・2割）減額するために、判定の基準となる所得額が引き上げられ、制度が拡充されます。

- ・ 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に
乗すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げます。

$$\begin{aligned} \text{〈現行〉} & 43\text{万円} + \underline{30.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}) \\ & + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等数} - 1\text{人}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{〈改正後〉} & 43\text{万円} + \underline{31\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}) \\ & + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等数} - 1\text{人}) \end{aligned}$$

- ・ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に
乗すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げます。

$$\begin{aligned} \text{〈現行〉} & 43\text{万円} + \underline{56\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}) \\ & + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等数} - 1\text{人}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{〈改正後〉} & 43\text{万円} + \underline{57\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}) \\ & + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等数} - 1\text{人}) \end{aligned}$$

- ・ 7割軽減は変更なし

$$\text{〈現行〉} 43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等数} - 1\text{人})$$

$$\text{〈改正後〉 現行どおり}$$

軽減種別	軽減世帯数		軽減額	
	拡充前	拡充後	拡充前	拡充後
7割軽減 (改正なし)	1,170	1,170	73,925千円	73,925千円
5割軽減	579	592	29,760千円	30,370千円
2割軽減	518	516	10,850千円	10,818千円
合計 (影響分)	2,267世帯	2,278世帯 (11世帯増)	114,535千円	115,113千円 (578千円増)

令和8年1月1日時点

3. 国民健康保険税に係る課税限度額の引き上げについて

基礎課税額及び後期高齢者支援金課税額に係る課税限度額をそれぞれ66万円（現行65万円）、26万円（現行：24万円）に引き上げ、子ども・子育て支援金課税額の課税限度額を3万円とします。

区分	引き上げ前	引き上げ後	増加額
基礎課税額分	65万円	66万円	1万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	変更なし
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円	3万円
合計	106万円	112万円	6万円

【影響額】

区分	全世帯数	引上げ前 超過世帯数 (該当率)	引上げ後 超過世帯数 (該当率)	国保課税額の 増加額
基礎課税額分	4,341 世帯	66世帯 (1.52%)	63世帯 (1.45%)	641千円
後期高齢者支援金等分	4,341 世帯	96世帯 (2.21%)	72世帯 (1.66%)	1,704千円
介護納付金分	1,854 世帯	83世帯 (4.48%)	83世帯 (4.48%)	0円
子ども・子育て支援 納付金分（参考）	4,341 世帯	—	54世帯 (1.24%)	—
			合計	2,345千円

令和8年1月1日時点

4. 高額療養費制度の見直しについて

高額療養費の見直しについては、昨年3月に全面見合わせとなりましたが、再検討された結果、令和8年8月と令和9年8月の2段階で見直しを実施することになりました。

今回の見直しでは、増大する医療費への対応として、月ごとの自己負担限度額の引き上げや所得区分の細分化、70歳以上の外来特例引き上げで財源を捻出する一方、長期療養患者への配慮として多数回該当の限度額を据え置くほか、新たに年間上限を創設することで、セーフティーネット機能が強化されます。

5. その他の制度改正について

・入院時の食費基準の見直しについて

入院時の食費基準について、医療機関を取り巻く状況変化（食材料費の高騰等）を踏まえ、医療の一環として提供される食事の質を確保する観点から、令和8年6月に引き上げられる予定となっています。

(3) 令和8年 広陵町議会第1回定例会提出議案について

○広陵町国民健康保険税条例の一部改正について

改正内容

1. 子ども・子育て支援納付金関係の整備
2. 軽減判定所得基準額の引き上げ
3. 課税限度額の引き上げ

※2については、地方税法等の改正案が成立次第、改正を行います。

また、地方税法等改正案成立時期により、議会に上程できない場合は、専決処分とします。

(4) 令和8年度 広陵町国民健康保険特別会計予算(案)について

令和8年度の歳入歳出予算総額は、34億6,950万円、令和7年度当初予算額と比較しますと、5,900万円の増、対前年度比1.7%増となりました。

1 歳入の概要

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	比較
国民健康保険税	687,352	681,079	△6,273
県支出金	2,475,603	2,557,291	81,688
財産収入	100	200	100
繰入金	238,955	218,070	△20,885
諸収入	8,490	8,090	△400
国庫支出金	0	4,725	4,725
連合会支出金	0	45	45
合計	3,410,500	3,469,500	59,000

年 度	世帯数			人数		
	全体	国保	加入率	全体	国保	加入率
4	13,844	4,053	29.3%	35,222	6,673	18.9%
5	14,008	3,921	28.0%	35,092	6,375	18.2%
6	14,136	3,813	27.0%	34,957	6,071	17.4%
7	14,190	3,795	26.7%	34,883	5,972	17.1%
8	14,200	3,497	24.6%	34,800	5,774	16.6%

※令和6年度までについては、3月末値

令和7年度については、12月末値

令和8年度については、推計値

(1) 国民健康保険税について

県が財政運営主体となり、県全体の医療給付に必要な費用を算出し、必要な額を確保できる県統一保険税率を定めます。各市町村は県で定められた統一保険税率に基づき、被保険者に国民健康保険税として賦課します。

被保険者数については、後期高齢者医療保険への移行や勤労者皆保険の適用拡大により、令和7年12月末値より198人減の5,774人と見込みました。

現年度課税分については、予定徴収率98.60%とし、6億6,996万8千円、滞納繰越分については、1,111万1千円、前年度当初額と比べ627万3千円減額の6億8,107万9千円と見込んでいます。

(2) 県支出金について

保険給付費等交付金の普通交付金については、町が支払った保険給付費は全額交付されることから、歳出の保険給付費25億1,667万5千円と特定健診・保健指導の市町村負担金分435万6千円を合わせて25億2,103万1千円を見込んでいます。

特別交付金については、保険者努力支援制度交付金、特別調整交付金や特定健康診査等負担金として3,626万円を見込んでいます。

県支出金としては、前年度当初予算額と比べ8,168万8千円増額の25億5,729万1千円を見込んでいます。

(3) 財産収入について

財政調整基金として金融機関に保有資金を預けており、利子として20万円を見込んでいます。

(4) 繰入金について

繰入金の内訳として、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億1,550万円、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）7,410万円、未就学児均等割保険料の負担金221万1千円、産前産後保険料の負担金49万4千円、事務

費の負担としての職員給与費等繰入金 1, 576万5千円、地方交付税により措置される財政安定化支援事業繰入金 1, 000万円を一般会計から繰入します。前年度当初予算額と比べ 2, 088万5千円減額の 2億 1, 807万円を見込んでいます。

(5) 諸収入について

延滞金 300万円、第三者納付金 400万円、返納金 50万円、督促手数料 40万円、各種検診個人負担金 19万円を見込んでいます。

(6) 国庫支出金について

新たな賦課「子ども・子育て支援納付金」に係るシステム改修費について、当初令和7年度の単年度で改修予定でしたが、スケジュールの関係で令和7、8年度の2年度に分けての改修となり、改修費に対する補助金 472万5千円を見込んでいます。

(7) 連合会補助金について

税の収納率向上を目指し、新たにマルチペイメントネットワークシステムを活用した口座振替受付サービスを導入するための端末購入費用等に係る国保連合会補助金 4万5千円を見込んでいます。

財政調整基金の状況について

年度別財政調整基金の状況

(単位：円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
当初保有額	168,122,643	141,361,643	167,204,066	174,569,066
積立額	7,862,000	30,842,423	7,365,000	200,000
取崩額	34,623,000	5,000,000	0	0
年度末保有額	141,361,643	167,204,066	174,569,066	174,769,066

(決算見込時)

(当初予算時)

2 歳出の概要

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	比較
総務費	28,117	19,706	△8,411
保険給付費	2,444,898	2,516,675	71,777
国民健康保険事業費納付金	868,541	883,856	15,315
保健事業費	39,624	40,563	939
諸支出金	5,000	5,000	0
基金積立金	20,820	200	△20,620
予備費	3,500	3,500	0
合計	3,410,500	3,469,500	59,000

(1) 総務費について

新たな賦課「子ども・子育て支援納付金」に向けたシステム改修費（令和8年度分）に係る費用を計上していること、またマイナ保険証導入により年1回の被保険者証一斉発送が不要になったことによる郵便代の減少などにより、前年度当初予算額と比べ841万1千円減額の1,970万6千円を見込んでいます。

(2) 保険給付費について

保険給付費の推移

(単位：千円・人)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
療養諸費 (審査手数料除く)	2,029,580	2,064,132	1,992,062	2,038,127	2,119,441
高額療養費	281,570	304,707	305,228	338,567	375,184
年平均被保険者数	6,945	6,566	6,235	5,998	5,774
1人当たりの医療費	333	361	368	396	432

※令和7年度については、決算見込値からの推計

※令和8年度については、当初予算値からの推計

令和7年度の保険給付費については、被保険者数が減少しているにも関わらず、1人当たりの医療費は令和6年度より若干上回る伸びを示しています。

令和8年度においても、後期高齢者医療保険への移行や社会保険の適用拡大の影響により、被保険者数は減少を見込んでいます。また、一人当たりの医療費は、高度医療による医療費の上昇、また、社会保険の適用拡大により現役世代が社会保険に加入されることで高齢者の占める割合が増える見込であること、さらに令和8年度は診療報酬の改定が行われることなどから増加が予想されます。

令和8年度の当初予算額は、前年度当初予算額と比べ、7,177万7千円増額の25億1,667万5千円を計上しています。

内訳として療養給付費は、前年度当初予算額と比べ、2,766万1千円増額の20億9,283万1千円を見込んでいます。

療養費については、146万8千円増額の2,661万円を計上し、審査支払手数料については、前年度当初予算額と比べ81万9千円増額の764万4千円を見込んでいます。

高額療養費では3,946万8千円増額の3億7,468万4千円を計上し、高額介護合算療養費として50万円を見込んでいます。

また、出産育児一時金は、50万円の25人分で1,250万円を計上し、葬祭費については、3万円の60人分で180万円を計上しています。

(3) 国民健康保険事業費納付金について

(単位：千円)

	令和7年度	令和8年度	比較
医療・後期・介護・子ども分	781,541	799,756	18,215
保 険 者 支 援 分	77,000	74,100	△2,900
財 政 安 定 化 支 援 事 業 分	10,000	10,000	0
合 計	868,541	883,856	15,315

納付金としては、前年度当初予算額と比べ1,531万5千円増額の8億8,385万6千円を計上しています。内訳は、医療・後期・介護・子ども分とし

て7億9,975万6千円、保険基盤安定負担金（保険者支援分）7,410万円、財政安定化支援事業分1,000万円を計上しています。

（４）保健事業費について

保健事業費としては、前年度当初予算額と比べ93万9千円増額の4,056万3千円を計上しています。内訳は、特定健康診査等事業費として、3,633万円を計上し、各健診事業について、医療機関など関係機関と連携しながら受診率の向上に取り組んでいきます。人間ドック助成費としては、助成人数を280人とし、423万3千円を計上しています。

特定健康診査については、例年通り集団健診と個別健診の方法で実施します。集団健診は、全日程で各種がん検診が同時受診できるよう体制を整えています。申込方法においても、Web申込と電話申込の併用は、対象者の利便性の面から今後も引き続き実施してまいります。

特定健診受診率は、令和6年度43.5%と県内平均（35.1%）と比較しても高い水準を維持していますが、受診者の詳細な分析をしたところ、昨年に受診され今年も連続で受診した者（連続受診者）の比率が低いこと、40～50歳代の受診率が低いことが課題として挙げられることから、特定健診未受診者対策事業として、連続受診者の定着化、若年層へのアプローチに取り組む必要があります。そのため、令和8年度は集団健診1回を40～50歳代対象とする予定です。

健診受診のフォローとしては、健診結果でメタボリックシンドロームと判定された方に対して、特定保健指導を実施します。令和6年度の保健指導利用率は、7.2%であり、県内平均（23.2%）と比較しても低い状況です。そのため、令和7年度より保健指導利用率をあげるために、ハガキにて利用勧奨を行い、併せて電話勧奨も行いました。令和7年度は18人の参加者があり、利用率は10.7%が見込まれます。さらに、令和8年度は集団健診の時点で、特定保健指導該当者に対し、管理栄養士による初回面談を実施し、自身の健康や生活習慣の改善につなげていきます。

さらに40歳未満早期介入保健指導事業にも取り組みます。20歳から39

歳を対象に若年者健康診査を実施しており、要指導・要医療の対象者は受診者の75%と高く、医療機関への受診勧奨や生活習慣の見直しを早期に介入する必要があります。今後も保健指導を気軽に利用し、成果が明確に意識できるような実施方法や周知啓発を工夫していきます。

他にも、奈良県国民健康保険団体連合会の共同事業にて早期治療・継続治療を目的に生活習慣病が重症化しないためのアプローチを実施しており、また歯科口腔の健康管理を促す目的で歯科受診勧奨の推進にも取り組んでいきます。

今後も、自分の健康に関心を持ってもらえるような取組を計画し、保健事業を進めてまいります。

令和7年度第2回広陵町国民健康保険運営協議会

(参 考 資 料)

□ 令和8年度 納付金と保険税関連収入	1
□ 子ども・子育て支援金制度について	2
□ 令和8年度 軽減判定所得の変更に伴う影響	3
□ 高額療養費の改正	4
□ 令和8年度広陵町国民健康保険特別会計当初予算の概要	6

令和8年度 納付金と保険税関連収入

1. 県における算定納付金額

(単位:円)

	本来の納付金額	県抑制措置額	令和8年度納付金
医療	618,617,410	△ 125,741,298	492,876,112
支援	201,266,647	0	201,266,647
介護	62,521,663	0	62,521,663
子ども	19,837,417	0	19,837,417
合計	902,243,137	△ 125,741,298	① 776,501,839

2. 広陵町における税収見込み額

(単位:円)

	保険税課税額 (a)-(b)	軽減分(b)	算定税額(a) (ア)+(イ)+(ウ)	所得割			均等割			平等割		
				所得総額	税率	所得割額(ア)	被保険者数	一人当たり額	均等割額(イ)	世帯数	一世帯当たり額	平等割額(ウ)
医療	424,963,648	76,709,880	501,673,528	4,215,020,000	7.64%	272,371,128	5,774人	27,600	159,362,400	3,497	20,000	69,940,000
支援	178,453,254	32,053,700	210,506,954	4,215,020,000	3.27%	114,731,154	5,774人	11,500	66,401,000	3,497	8,400	29,374,800
介護	59,851,931	9,947,650	69,799,581	1,551,270,000	3.03%	38,213,481	1,869人	16,900	31,586,100			
子ども	18,226,532	3,964,230	22,190,762	4,215,020,000	0.31%	11,326,562	全体 5,774人 18歳以上 5,242人	1,700 200	9,815,800 1,048,400			
計	681,495,365	122,675,460	…(B)									

↓ ×98.6%(徴収率)
671,954,430 …(A)

(A)保険税収入見込み額	(B)保険税軽減分	税収等合計(A)+(B)
671,954,430円	122,675,460円	② 794,629,890円

3. 納付金と税収等の比較

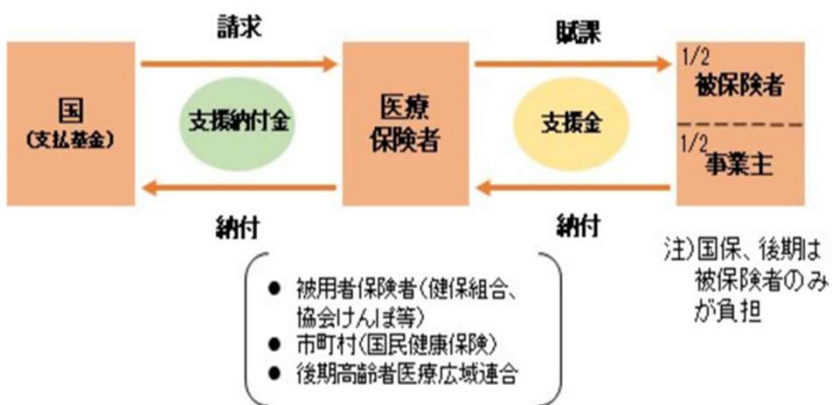
納付金①	税収等②	差額(=納付金不足額(見込み)) ①-②
776,501,839円	794,629,890円	△ 18,128,051円

子ども・子育て支援金制度について

1 制度の概要

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布され、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険税とあわせて、令和8年度から「子ども・子育て支援納付金」の拠出を求める制度が創設される。
- 令和8年度から毎年度、国は、「子ども・子育て支援納付金」の対象費用に充てるため、医療保険者から「子ども・子育て支援納付金」を徴収し、保険者は、保険税や介護保険料とあわせて、「子ども・子育て支援納付金」を徴収する。
これに伴い、国民健康保険税（基礎課税額分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分）において、「子ども・子育て支援納付金分」が新たに加わることになる。
- 国民健康保険における「子ども・子育て支援納付金」については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子どもに係る支援納付金に係る均等割の10割軽減の措置が講じられる。

子ども・子育て支援金の徴収の流れ



「子ども・子育て支援納付金」における均等割額の10割軽減の仕組み（イメージ図）

(18歳未満被保険者) ※18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども

$$\text{保険税 (子ども・子育て支援納付金分)} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

$$\frac{\text{18歳未満均等割軽減額の総額}}{\text{18歳以上被保険者数}} = \text{18歳以上均等割額}$$

(18歳以上被保険者)

$$\text{保険税 (子ども・子育て支援納付金分)} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{18歳以上均等割額}$$

2 奈良県での賦課方式及び令和8年度の税率

【賦課方式】

奈良県では、被保険者に応じた負担となる「所得割」・「均等割」の二方式とする。

【課税額・限度額】

①所得割率 0.31% ②ア：均等割額/1,700円 イ：18歳以上均等割額/200円 ③課税限度額 30,000円

※18歳に達する日以後、最初の3月31日までの子どもについては、均等割が10割軽減される。

令和8年度 軽減判定所得の変更に伴う影響

	給与収入なら 0円	65歳以上の方 年金収入なら 0円	所得金額 0円	加入者数			
				1人	2人	3人	4人
				7割軽減	7割軽減	7割軽減	7割軽減
	108万円	153万円	43万円				
				5割軽減			
(前)	138.5万円	183.5万円	73.5万円	※1			
(後)	139万円	184万円	74万円		5割軽減		
				2割軽減			
(前)	164万円	209万円	99万円	※2		5割軽減	
(後)	165万円	210万円	100万円				
(前)	169万円	214万円	104万円				
(後)	170万円	215万円	105万円		※1		
							5割軽減
(前)	203.5万円	244.5万円	134.5万円				
(後)	205.9万円	246万円	136万円		2割軽減	※1	
(前)	233.1万円	265万円	155万円				
(後)	235.9万円	267万円	157万円		※2		
						2割軽減	
(前)	247.1万円	275万円	165万円				
(後)	250万円	277万円	167万円				※1
(前)	313.1万円	321万円	211万円				
(後)	317.1万円	324万円	214万円			※2	2割軽減
(前)	388.7万円	392.6万円	267万円				
(後)	393.9万円	398万円	271万円				※2

改正内容 (軽減判定基準)

- ・ 7割軽減 43万円 (改正なし)
- ・ 5割軽減
 $43万円 + 30.5万円 \times \text{被保険者数} \rightarrow 43万円 + 31万円 \times \text{被保険者数}$
- ・ 2割軽減
 $43万円 + 56万円 \times \text{被保険者数} \rightarrow 43万円 + 57万円 \times \text{被保険者数}$

※1 2割軽減 から 5割軽減に変更となる方

国民健康保険加入者

1人の場合	所得金額73.5万円 から	74万円 まで
2人の場合	104万円 から	105万円 まで
3人の場合	134.5万円 から	136万円 まで
4人の場合	165万円 から	167万円 まで

※2 軽減対象外 から 2割軽減に変更となる方

国民健康保険加入者

1人の場合	所得金額 99万円 から	100万円 まで
2人の場合	155万円 から	157万円 まで
3人の場合	211万円 から	214万円 まで
4人の場合	267万円 から	271万円 まで

◎軽減所得金額の改正による影響

	対象者	
	人数	世帯数
2割軽減 → 5割軽減 (※1)	20人	13世帯
軽減対象外 → 2割軽減 (※2)	20人	11世帯

高額療養費の改正

1 70歳未満

令和8年8月改正

○令和9年8月から

		現行 (H30.8~)	R8.8~R9.7
区分	要件	限度額 (月)	限度額 (月)
ア	給与年収： 約1,160万円～	252,600円 +1% 〈多数回該当：140,100円〉	270,300円 +1% 〈多数回該当：140,100円〉 年間上限：1,680,000円
イ	給与年収： 約770万円～約1,160万円	167,400円 +1% 〈多数回該当：93,000円〉	179,100円 +1% 〈多数回該当：93,000円〉 年間上限：1,110,000円
ウ	給与年収： 約370万円～約770万円	80,100円 +1% 〈多数回該当：44,400円〉	85,800円 +1% 〈多数回該当：44,400円〉 年間上限：530,000円
エ	給与年収： ～約370万円	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉 所得200万円以下である ことが確認できた者は、年 間上限410,000円を適用し、 令和9年8月以降に償還払	61,500円 〈多数回該当：44,400円〉 年間上限：530,000円
オ	住民税非課税	35,400円 〈多数回該当：24,600円〉	36,900円 〈多数回該当：24,600円〉 年間上限：290,000円

		細分化	R9.8~
区分	要件	限度額 (月)	年間上限
1	給与年収： 約1,650万円～	342,000円+1% 〈多数回該当：140,100円〉	1,680,000円
2	給与年収： 約1,410万円～約1,650万円	303,000円+1% 〈多数回該当：140,100円〉	
3	給与年収： 約1,160万円～約1,410万円	270,300円+1% 〈多数回該当：140,100円〉	
4	給与年収： 約1,040万円～約1,160万円	209,400円+1% 〈多数回該当：93,000円〉	1,110,000円
5	給与年収： 約950万円～約1,040万円	194,400円+1% 〈多数回該当：93,000円〉	
6	給与年収： 約770万円～約950万円	179,100円+1% 〈多数回該当：93,000円〉	
7	給与年収： 約650万円～約770万円	110,400円+1% 〈多数回該当：44,400円〉	530,000円
8	給与年収： 約510万円～約650万円	98,100円+1% 〈多数回該当：44,400円〉	
9	給与年収： 約370万円～約510万円	85,800円+1% 〈多数回該当：44,400円〉	
10	給与年収： 約260万円～約370万円	69,600円 〈多数回該当：44,400円〉	530,000円
11	給与年収： 約200万円～約260万円	65,400円 〈多数回該当：44,400円〉	
12	給与年収： ～約200万円	61,500円 〈多数回該当：34,500円〉	410,000円
13	住民税非課税	36,900円 〈多数回該当：24,600円〉	290,000円

※1 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

※2 「多数回該当」とは、過去12ヶ月以内に4回目以降の限度額が発生した時に適用するもの。

2 70歳以上

令和8年8月改正

○令和9年8月から

区分	要件	現行 (H30.8~)		R7.8~R8.7	
		外来の 限度額 (月)	外来+入院の 限度額 (月)	外来の 限度額 (月)	外来+入院の 限度額 (月)
現役 並み 所得 Ⅲ	給与年収： 約1,160万円～	252,600円 +1% 〈多数回該当：140,100円〉		270,300円 +1% 〈多数回該当：140,100円〉	
現役 並み 所得 Ⅱ	給与年収： 約770万円～約1,160万円	167,400円 +1% 〈多数回該当：93,000円〉		179,100円 +1% 〈多数回該当：93,000円〉 年間上限：1,110,000円	
現役 並み 所得 Ⅰ	給与年収： 約370万円～約770万円	80,100円 +1% 〈多数回該当：44,400円〉		85,800円 +1% 〈多数回該当：44,400円〉 年間上限：530,000円	
一般	給与年収： ～約370万円	18,000円 年間上限： 144,000円	57,600円 〈多数回該 当：44,400 円〉	22,000円 年間上限： 216,000円	61,500円 〈多数回該 当：44,400 円〉 年間上限： 530,000円
低Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円	11,000円 年間上限： 96,000円	25,700円 年間上限： 290,000円
低Ⅰ	住民税非課税（一定所得以下）	8,000円	15,000円	8,000円	15,700円 年間上限： 180,000円

区分	要件	R8.8~			
		外来の 限度額 (月)	外来+入院の 限度額 (月)	外来の 年間上限額	外来+入院の 年間上限額
1	給与年収： 約1,650万円～	342,000円+1% 〈多数回該当：140,100円〉		1,680,000円	
2	給与年収： 約1,410万円～約1,650万円	303,000円+1% 〈多数回該当：140,100円〉			
3	給与年収： 約1,160万円～約1,410万円	270,300円+1% 〈多数回該当：140,100円〉			
4	給与年収： 約1,040万円～約1,160万円	209,400円+1% 〈多数回該当：93,000円〉		1,110,000円	
5	給与年収： 約950万円～約1,040万円	194,400円+1% 〈多数回該当：93,000円〉			
6	給与年収： 約770万円～約950万円	179,100円+1% 〈多数回該当：93,000円〉			
7	給与年収： 約650万円～約770万円	110,400円+1% 〈多数回該当：44,400円〉		530,000円	
8	給与年収： 約510万円～約650万円	98,100円+1% 〈多数回該当：44,400円〉			
9	給与年収： 約370万円～約510万円	85,800円+1% 〈多数回該当：44,400円〉			
10	給与年収： 約260万円～約370万円	28,000円	69,600円 〈多数回該当： 44,400円〉	216,000円	530,000円
11	給与年収： 約200万円～約260万円	28,000円	65,400円 〈多数回該当： 44,400円〉	216,000円	
12	給与年収： ～約200万円	22,000円	61,500円 〈多数回該当： 34,500円〉	216,000円	410,000円
13	住民税非課税	13,000円	25,700円 〈多数回該当： 24,600円〉	96,000円	290,000円
14	住民税非課税（一定所得以下）	8,000円	15,700円	—	180,000円

※1 「+1%」とは、一定額を超える医療費に対して1%の自己負担を求めるもの。

※2 「多数回該当」とは、過去12ヶ月以内に4回目以降の限度額が発生した時に適用するもの。

令和8年度広陵町国民健康保険特別会計当初予算の概要

歳入

(単位 円)

科 目	令和8年度	令和7年度		比較 A-B	説明	
	当初予算額 A	当初予算額 B	予算現額C			決算見込額 D
1 国民健康保険税	681,079,000	687,352,000	687,352,000	710,186,107	△ 6,273,000	
一般分	669,968,000	676,716,000	676,716,000	699,585,044	△ 6,748,000	被保険者数 5,774人 3,497世帯
滞納分	11,111,000	10,636,000	10,636,000	10,601,063	475,000	
2 県支出金	2,557,291,000	2,475,603,000	2,477,903,000	2,421,823,974	81,688,000	
保険給付費等交付金（普通交付金）	2,521,031,000	2,442,516,000	2,442,516,000	2,386,559,974	78,515,000	
保険給付費等交付金（特別交付金）	36,260,000	33,087,000	35,387,000	35,264,000	3,173,000	保険者努力支援制度交付金 14,222千円、特別調整交付金 11,026千円、 県繰入（2号分） 2,300千円、特定健康診査分 8,712千円
3 財産収入	200,000	100,000	100,000	122,490	100,000	
基金利子	200,000	100,000	100,000	122,490	100,000	
4 繰入金	218,070,000	238,955,000	232,932,000	211,787,807	△ 20,885,000	
1 一般会計繰入金	218,070,000	238,955,000	232,932,000	211,787,807	△ 20,885,000	
保険基盤安定繰入金（保険税軽減）	115,500,000	118,100,000	118,100,000	105,373,090	△ 2,600,000	
保険基盤安定繰入金（保険者支援）	74,100,000	77,000,000	77,000,000	67,437,191	△ 2,900,000	
未就学児均等割保険料繰入金	2,211,000	2,300,000	2,300,000	1,781,018	△ 89,000	
産前産後保険料繰入金	494,000	432,000	432,000	399,658	62,000	
職員給与等繰入金	15,765,000	24,123,000	18,100,000	21,243,850	△ 8,358,000	一般管理費 14,072千円、連合会負担金 1,453千円、運営協議会費 240千円
出産育児一時金繰入金	0	7,000,000	7,000,000	6,992,000	△ 7,000,000	R8から制度改正により地方財政措置廃止（普通交付金により交付）
財政安定化支援事業繰入金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	8,561,000	0	
2 基金繰入金	0	0	0	0	0	
5 諸収入	8,090,000	8,490,000	8,490,000	5,965,436	△ 400,000	
1 延滞金加算金及び過料	3,000,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	△ 500,000	
2 雑入	5,090,000	4,990,000	4,990,000	2,465,436	100,000	
第三者納付金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	796,436	0	
返納金	500,000	500,000	500,000	1,300,000	0	
保険税督促手数料	400,000	300,000	300,000	300,000	100,000	
各種検診個人負担金	190,000	190,000	190,000	69,000	0	1,000円×190人
6 国庫支出金	4,725,000	0	0	0	4,725,000	
子ども・子育て支援事業費補助金	4,725,000	0	0	0	4,725,000	システム改修に係る補助金
7 繰越金	0	0	6,680,000	6,880,564	0	
8 連合会支出金	45,000	0	0	1,000,000	45,000	
連合会補助金	45,000	0	0	1,000,000	45,000	収納対策強化事業補助金（税務課と按分 国保分12.6%）
合 計	3,469,500,000	3,410,500,000	3,413,457,000	3,357,766,378	59,000,000	

歳 出

(単位 円)

科 目	令和 8 年度		令和 7 年度		比 較 A - B	説 明
	当初予算額 A	当初予算額 B	予算現額C	決算見込額D		
1 総務費	19,706,000	28,117,000	22,094,000	20,591,850	△ 8,411,000	
1 総務管理費（一般管理費分）	14,072,000	22,399,000	16,376,000	14,874,290	△ 8,327,000	
（連合会負担金分）	1,453,000	1,484,000	1,484,000	1,483,560	△ 31,000	
（共同事業負担金分）	3,941,000	3,994,000	3,994,000	3,994,000	△ 53,000	
2 運営協議会費	240,000	240,000	240,000	240,000	0	
2 保険給付費	2,516,675,000	2,444,898,000	2,444,898,000	2,394,191,845	71,777,000	
1 療養諸費	2,127,085,000	2,097,137,000	2,097,137,000	2,043,902,915	29,948,000	
療養給付費	2,092,831,000	2,065,170,000	2,065,170,000	1,975,910,389	27,661,000	
療養費	26,610,000	25,142,000	25,142,000	62,216,949	1,468,000	
審査支払手数料	7,644,000	6,825,000	6,825,000	5,775,577	819,000	
2 高額療養費	375,184,000	335,716,000	335,716,000	338,566,520	39,468,000	
高額療養費	374,684,000	335,216,000	335,216,000	338,431,162	39,468,000	
高額介護合算療養費	500,000	500,000	500,000	135,358	0	
3 移送費	100,000	100,000	100,000	0	0	
4 出産育児諸費	12,506,000	10,505,000	10,505,000	10,492,410	2,001,000	
出産育児一時金	12,500,000	10,500,000	10,500,000	10,488,000	2,000,000	500,000円×25人分
支払手数料	6,000	5,000	5,000	4,410	1,000	
5 葬祭諸費	1,800,000	1,440,000	1,440,000	1,230,000	360,000	30,000円×60人分
3 国民健康保険事業費納付金	883,856,000	868,541,000	890,405,000	890,405,000	15,315,000	
医療給付費	558,129,000	570,557,000	576,557,000	576,557,000	△ 12,428,000	
後期高齢者支援金等	226,767,000	225,538,000	236,819,000	236,819,000	1,229,000	
介護納付金	75,922,000	72,446,000	77,029,000	77,029,000	3,476,000	
子ども・子育て支援納付金	23,038,000				23,038,000	
4 保健事業費	40,563,000	39,624,000	39,624,000	31,699,200	939,000	
1 特定健康診査等事業費	36,330,000	35,391,000	35,391,000	28,312,800	939,000	
2 保健事業費	4,233,000	4,233,000	4,233,000	3,386,400	0	15,000円×280人
5 諸支出金	5,000,000	5,000,000	5,571,000	5,571,000	0	
1 償還金及び還付加算金	5,000,000	5,000,000	5,571,000	5,571,000	0	
償還金、利子及び割引料	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	
県補助金返還金	0	0	571,000	571,000	0	
6 基金積立金	200,000	20,820,000	7,365,000	7,365,000	△ 20,620,000	預金利息
7 予備費	3,500,000	3,500,000	3,500,000	0	0	
合 計	3,469,500,000	3,410,500,000	3,413,457,000	3,349,823,895	59,000,000	